

# 日本学術振興会特別研究員 遵守事項および諸手続の手引

## 1. P1より抜粋

1. 特別研究員は、その採用期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと（P2「2. 特別研究員の身分」参照）
2. 本会は、次に掲げるいずれかに、特別研究員が該当すると認めた場合は、その採用を取消することができる。
  - (1) 病気等のために、研究を継続できないことが明らかな場合
  - (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できない場合
  - (3) 採用期間中の海外渡航期間が、通算渡航期間制限の上限を超えた場合
  - (4) 提出すべき書類が、期限内に提出されなかった場合
  - (5) 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
  - (6) その他、特別研究員としてふさわしくない行為をなしたことが明らかになった場合

## 2. P2より抜粋

2. 特別研究員の身分
  - (1) 特別研究員は、その採用期間中、特別研究員-DCが大学院生の身分を持つことを除き、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。

## 3. P4より抜粋

### 9. 採用期間中のアルバイトについて

特別研究員採用期間中のアルバイトは、原則として禁止としますが、例外として以下のものに限り1～4の週当たり総時間数5時間を上限に認めます。

1. 大学等高等教育機関における非常勤講師
  2. ティーチング・アシスタント
  3. リサーチ・アシスタント
  4. その他、大学等高等教育機関において学生を指導・教育するもの（チューターなど）
- いずれの場合も特別研究員として研究に支障のない範囲が条件であり、必ず受入研究者の了解が必要となります。

## 4. P24より抜粋

**設問3** 大学等高等教育機関における非常勤講師（ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びチューターを含む。）は、週あたりどの程度の時間まで認められるのか。

**答** 受入研究者の了解のもと、研究遂行に支障が出ない範囲で、かつ上記の総時間数の合計が週当たり5時間を超えない範囲としています。

**設問4** 受入研究機関で特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。

**答** 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分を得ることはできません。ただし、受入研究機関の研究施設を利用するために必要となるなどの理由で形式的（報酬を得ることなく、新たな義務も生じない等。）な身分を得ることは、例外的に認められます。この点に関しては、本会への届出は必要としておりません。判断に迷う場合には、本会（03-3263-4998）まで、お問い合わせください。

参考：日本学術振興会特別研究員HP（諸手続の手引）

[http://www.jspso.go.jp/j-pd/data/tebiki/h20\\_tebiki.pdf](http://www.jspso.go.jp/j-pd/data/tebiki/h20_tebiki.pdf)